

就職・求職活動中の皆さんへ

上富良野町で暮らし、上富良野町で働くあなたを応援

奨学金の返還を お手伝いします！

最大3年間で72万円

月額2万円上限

地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、町内に定住し、上富良野町内の事業所に就職する方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返還に係る費用の一部について補助します。



●対象者

大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、大学校を卒業した35歳未満の方で、上富良野町に居住し、かつ上富良野町内の指定する業種の事業所に新卒者で就職する方。

●対象就職先

総務省 日本標準産業分類（大分類）のうち、以下に該当する上富良野町の事業所が対象です。

㊦農業、林業 ㊧建設業 ㊨製造業 ㊩情報通信業 ㊪運輸業、郵便業 ㊫卸売業、小売業
㊬学術研究、専門、技術サービス業のうち、学術・開発研究機関、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの） ㊭宿泊業、飲食サービス業



㊮生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業・その他の生活関連サービス業 ㊯医療、福祉のうち、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、及び同事業以外で看護師資格を有する者が従事する事業
㊰サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業

●対象奨学金

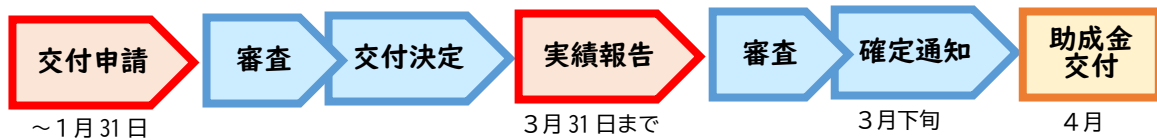
日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金 ほか



●助成金受給に要する書類

- 奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 住民票の個人票（追加記載なしのもの）※最新のもの
※追加記載なしとは、世帯主・続柄・個人番号マイナンバー・住民票コード番号・本籍・筆頭者が省略されたものです。
- 大学等を卒業したことを証する書類の写し
- 奨学金の貸与を証する書類の写し
- 奨学金全体の返還計画を確認できるものの写し
- 申請の前年度の奨学金の返還額を証するものの写し（領収書等）
- ◇ 中小企業等に雇用されている方または見込みの方：雇用証明書（様式第2号）
- ◇ 事業を営んでいる方：登記事項証明書等の写し及び確定申告書等の写し
- ◇ その事業に専ら従事する方：確定申告書等の写し

●助成金の申請から交付までの流れ



必要に応じて、「変更申請書」を提出していただく場合があります。

助成期間は最長36月間（3年間）ですが、助成金の手続きは、年度ごとに必要です。

●助成金の額

最大 72 万円（36 月×2 万円）

補助金の額は、補助金の交付を申請する会計年度内に返還する奨学金の額となります。

（1000 円未満切り捨て）

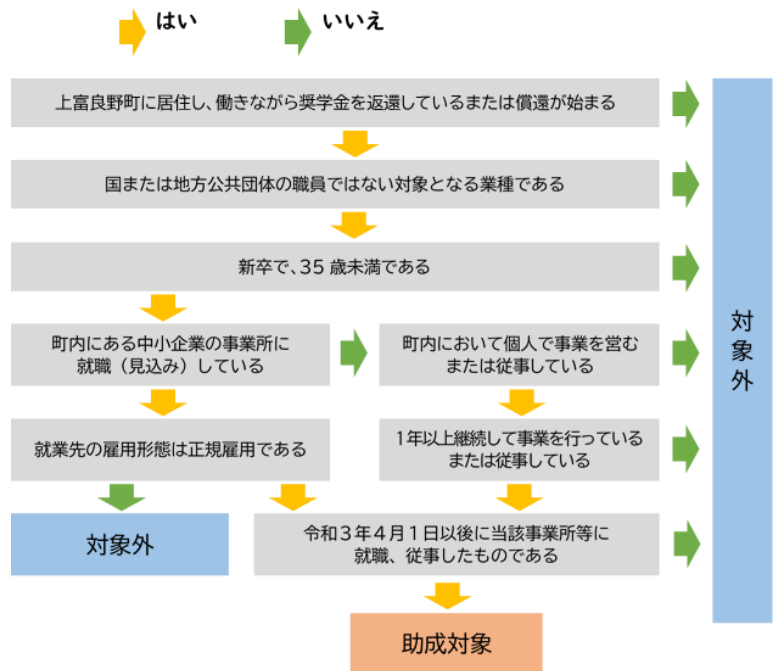
ただし、補助金を受けようとする会計年度の補助金の交付対象期間の月数に2万円を乗じて得た額を限度額となります。

※繰上げ返還等による奨学金の返還額は、補助対象の返還金額に含まれません。

補助金の交付イメージ

例：4月新卒採用・10月から償還開始の場合

	補助金	補助対象期間（月数）
1年目	120,000 円	10月～3月（6か月分）
2年目	240,000 円	4月～3月（12か月分）
3年目	240,000 円	4月～3月（12か月分）
4年目	120,000 円	4月～9月（6か月分）



申請先・お問い合わせ先

上富良野町役場 企画商工観光課企画政策班
〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
電話 0167-45-6994
Email seisaku@town.kamifurano.lg.jp